

令和元年度裾野市農業委員会 2月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年2月10日(月) 午後1時30分から午後2時30分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	西島 徹夫
2	杉山 邦利	8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
		9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
4	鈴木 昭子	10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳			深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

3	服部 敏淳	11	勝又 俊博				
---	-------	----	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 杉本一之 書記 中村健児 書記 市川智子

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

7	西島美津代	8	飯塚 芳正
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第17号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 議第41号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (3) 議第42号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第43号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第44号 非農地証明願の裁定について
- (6) 議第45号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和元年度裾野市農業委員会2月総会を開会します。
 本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、7番 西島美津代委員、8番 飯塚芳正委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の市川智子氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第17号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

事務局

はい。報第17号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(議案朗読)

議長 　ただ今の報第17号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等　なし)

議長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。次に、議第41号　農地法第3条の規定による許可申請の裁定について　番号1、事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第41号　農地法第3条の規定による許可申請の裁定について　番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議長 　続きまして、地区担当委員　10番　杉山克己委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地は、柏木屋敷跡の水路を挟んだ北側に位置しています。申請地は農用地区域内にある農地です。面積は323㎡で、地目は登記簿が田、現況が畑です。

申請地は、平成11年に渡人が相続により取得しました。しかし、健康上の理由により耕作が難しく、生活にも苦慮しており財産処分の中で耕作管理してくれる人を探しておりました。

そこで、民生委員として相談を受けていた受人が隣接地の耕作者だったこともあり、申請地を購入し耕作を行っていくことで話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は受人1人で行いますが、20年の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われま

す。申請地取得後の経営農地は1,609.61㎡で、下限面積を満たしていませんが、申請地は袋地であり、受人の所有地を通過しないとアクセスすることができず、受人の耕作する隣接地と一体で利用しなければ利用することが困難であると認められます。そのため、下限面積要件の例外規定に該当すると考えます。

通作にかかる時間は、車で3分程度です。

他の農地についても、適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、既存の倉庫は取り壊し、既に植えられている柿の維持管理をする予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われま

す。議長 　ただ今の議第41号番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等　なし)

議長 　それではお諮りします。議第41号番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第41号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第41号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 永田榮泰委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、金沢堤の約120m南西側に位置します。現況は芝畑となっています。
借人は、貸人の娘であり、申請地に隣接する金沢45-6に分家住宅を建てる計画を立て、農振法・農地法・都市計画法の手続きを行いました。排水は合併浄化槽を経由し、雨水と共に東側水路へ放流します。排水管は今回の申請地へ埋設するため、この度農地法3条の手続きをして区分地上権を設定するものです。
周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今の議第41号番号2について 質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは、お諮りします。議第41号番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第42号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第42号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 1番 荻田能文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、遠藤医院の約70メートル西側に位置します。申請地の現況は、休耕地となっています。面積は、1筆で408㎡です。

申請地付近には、浅間神社と、ある程度まとまって住宅が立ち並んでおり、申請地について周辺住民から駐車場として貸してほしいとの話がありました。

申請者は、相続で農地を取得したが、家族及び本人が耕作することが困難であり、草刈り等の保全管理をしている状態だったため、貸駐車場として整備し、周辺住民へ貸し出すものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、現状のままの土地利用を図り、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

東側は通路、西側は原野、南側は道路、北側は畑に接しています。

場内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透となります。
北側に農地はありますが、申請地より高いため、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議をお願いします。

議 長 　　ただ今の議第42号番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それではお諮りします。議第42号番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第43号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第43号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　　続きまして、地区担当委員 2番 杉山邦利委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　　申請地は、国道469から須山浅間神社へ向かう交差点の南西側約80mに位置します。現況は休耕地となっています。

　　地上権者は、主に太陽光発電事業を行っており、優良な事業地を探していたところ、一団の土地で日当たりの良い申請地が候補地として挙がりました。

　　地上権設定者は、高齢のため農地の管理が困難となってきたため、地上権者の提案に合意し、太陽光発電設備敷地として、パネル304枚、パワーコンディショナー9台を設置する計画で話がまとまり申請に至ったものです。

　　農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

　　建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。経済産業省による事業計画認定、東京電力との受給契約の手続きも進められています。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

　　東側は畑、北側は畑（耕作放棄地）、南側・西側は原野に接しています。

　　敷地内は土地の形質変更をせず、雨水は自然浸透となります。申請地より残地農地が低くなるため、境には素掘りの側溝を掘り、雨水対策を講じます。

　　日常の管理については、年3～4回の草刈り等を自社もしくは地域業者にて行うこととしています。

　　以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われれます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今の議第43号番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

岡田廣正委員 　　私から質問します。申請のあった筆は2,181㎡あるのに、どうして1,413㎡のみの転用なのですか。調整池を作る義務を免れるためにわざわざ2,000㎡未満にしたのではないかと勘繰ってしまいます。残地の利用はどのようにするのでしょうか。

事務局 　　太陽光パネル304枚を設置するという事業計画に対し、必要最小限の転用面積とい

うことで1,413㎡のみの部分転用申請になっています。残地の利用については口頭確認のみですが、露地野菜を作ると聞いています。

議 長 他に質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第43号番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第43号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2は申請者からの取下願が提出されました。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。議第43号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2は、今回の総会の公告後、2月6日付で取下願が提出されたことから審議を見送ります。取下理由は、申請地は土地改良事業が実施された農地であることが判明し、その場合東部土地改良区の意見書の添付が必要となりますが、添付が間に合わなかったためです。土地改良区の意見書が整ったら、改めて申請がある見込みです。

議 長 続きまして、議第43号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第43号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 9番 神戸俊之委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、深良震橋の東側約90mに位置します。現況は休耕地となっています。
貸人農地は、夫が耕作しておりましたが、平成17年に亡くなって以降、休耕地となっております。
賃借人は、建築業を営んでおり、業務に使用する資材置場が手狭となっていたため、賃貸人に相談したところ、両者が合意したことから申請に至りました。
申請地の街区は宅地率が51%で40%以上であることから、宅地化の状況が省令で定める程度に達している区域であり、申請地は第3種農地に区分されます。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される見込みがあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。
北側・西側・南側は宅地、東側は水路に接しています。
申請地は碎石敷きとし、日常の防草対策は転用者の従業員が行い、必要に応じて除草剤を散布します。
雨水は自然浸透となります。
隣接する農地は無く、周囲への影響は少ないと思われま。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただ今の議第43号番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それではお諮りします。議第43号番号3について、本案を原案のとおり許可する

ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第44号 非農地証明願の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第44号 非農地証明願の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 6番 勝又実佐男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

願出地は、富岡保育園の約500メートル北東側に位置します。

願出地の現況は、葎が生い茂っていますが、深田であり盛土をしても地盤沈下してしまい、農地として耕作不能な原野となっています。面積は892㎡です。

申請地は、明治31年に地区の住人が20名共有地として購入しました。神社に奉納する供養米を作っており、田植えの際は潜らないように田下駄を履いて作業していました。昭和34年に田植えの機械化が進みましたが、田植え機は深田にもぐってしまい、動かなくなりました。昭和38年、耕作が出来るようにするため1mの盛土をしましたが、盛土工事中に重機がもぐって動かなくなり、耕作が出来る農地への復元が出来ませんでした。今日に至るまで、農地として利用出来ない状態であるため、申請に至ったものです。

実際に、令和元年9月26日に委員2名、事務局2名立会いの下、重機で掘削を行いました。1mほど掘ると水が溜まってしまい、耕作に不適な土地であることを確認しました。

課税地目は「原野」となっています。

願出地の西側・北側・東側は田、南側は水路に面しています。周辺農地への影響はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第44号番号1について 質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは、お諮りします。議第44号番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第45号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1から番号3は関連がありますので一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第45号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1～3

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は富岡第二小学校から東に約300mのところのところに位置しています。

利用権設定地の地目は登記簿が田・畑・山林及び原野、現況は畑で、面積は7筆合計7,852㎡です。

貸人は、それぞれ昭和55年～平成24年に相続により利用権設定地を取得しましたが、管理しきれずに困っていました。

一方借受人は、現在看護師として働きながら、休日や勤務時間外を利用し、株式会社アンマズハウスの指導の下、年間60日以上ブルーベリー農園での農作業に従事しています。この度、独立し、自分の農園を持ちたいということで裾野市農業委員会に農地の相談をしておりました。そこで、今回の利用権設定地の紹介を受け、面積・場所等も条件に見合うことから、借り受けることで話がまとまり、申請に至ったものです。

借受に関しては中間管理事業を活用しますが、機構に中間管理権が設定されたら、所定の手続きを行い、借受者に貸し出されることとなっています。借受者は新規就農者のため経営面積は現在0㎡ですが、株式会社アンマズハウスの指導の下各地でブルーベリー農園の立ち上げや農作業を手伝ってきた他、以前岐阜が河津町で経営していた果樹園を10年ほど手伝っていた経験があり、貸付後の営農に問題はないかと思われます。貸付期間は10年間で、賃貸借によるものです。

耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、ブルーベリー及びラズベリーをポット栽培する計画です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長 ただ今の議第45号番号1～3について 質疑等がありましたらお願いします。

関野孝平委員 農地の賃貸借料は市で決められているのでしょうか。

事務局 地主と耕作者の話し合いで決まります。

議長 他に質疑等がありましたらお願いします。
それでは、お諮りします。議第45号番号1～3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第45号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号4 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第45号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号4
(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 9番 神戸俊之委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は給食センターから南東に約80mのところのところに位置しています。
利用権設定地の地目は登記簿田・現況畑で、面積は3筆合計1,777㎡です。
貸人は、平成13年2月に相続により利用権設定地を取得しましたが、高齢であり耕作管理を自身で行うことが難しく、借りてくれる人を探すため、南駿農協に相談していました。

一方借受人は、市内の認定農業者であり、耕作面積を拡大するため農地を探していました。農協を介して賃貸借の話がまとまり、申請に至ったものです。

借受に関しては中間管理事業を活用しますが、機構に中間管理権が設定されたら、所定の手続きを行い、借受者に貸し出されることとなっています。

借受者の経営農地は2,404㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は10年間で、賃貸借によるものです。

耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、露地野菜を作付けする計画です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第45号番号4について 質疑等がありましたらお願いします。

鈴木昭子委員

耕作者は農作業中、車をどこに駐車するのでしょうか。

事務局

申請地南側が地主の自宅敷地であり、ここに車を停めることになっています。

議 長

他に質疑等がありましたらお願いします。

それでは、お諮りします。議第45号番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

議 長

これをもって令和元年度裾野市農業委員会2月総会を閉会します。

令和2年2月10日 (会議録署名人)

7番署名人 西島美津代

8番署名人 飯塚芳正